

シニア作品展知事表彰要領

(事業の趣旨)

第1 高齢者の特技、趣味活動の成果を発表する場として県内高齢者の作品を一堂に集めたシニア作品展を開催し、生きがい活動の促進と拡充を図る。

(部 門)

第2 日本画部門、洋画部門、彫刻・工芸部門、書部門、写真部門 計5部門

(優秀作品の選考)

第3 鳥取県が任命した選考委員により、シニア作品展の出品作品の中から優秀な作品を選考し、次の賞を授与し、表彰する。

鳥取県知事賞 : 各部門から1点 (計5点) 賞状及び副賞
奨励賞 : 各部門から1点 (計5点) 賞状及び副賞
佳作 : 各部門から1点 (計5点) 賞状及び副賞

(最高齢者賞の授与)

第4 全部門出品者のうち、最高齢の者1名に対して、最高齢者賞を授与する。

(そ の 他)

第5 「シニア作品展開催要領」に定める全国健康福祉祭出品規格に適合する優秀作品の中から、翌年度開催される『全国健康福祉祭(ねんりんピック)「美術展」』に出品する作品を選考する。

2 なお、前項で選考する作品は、各部門2作品を上限とする。

附 則

この要領は、平成20年6月26日から施行する。

この要領は、平成21年8月27日から施行する。

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

この要領は、平成24年2月28日から施行する。

この要領は、平成28年2月5日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年4月 日から施行し、平成29年度事業から適用する。